

○国土交通省告示第千百十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十三條の三第六項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める事項を次のように定めたので、同条第十項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十一月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

一 やむを得ない事由が存する場合を除き、小規模不動産特定共同事業者（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「法」という。）第八十三條の三第三項に規定する小規模不動産特定共同事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）又は小規模特例事業者（法第八十三條の三第三項に規定する小規模特例事業者をいう。次号及び第三号において同じ。）が事業参加者（不動産特定共同事業者法（平成六年法律第七十七号）第二条第十二項に規定する事業参加者をいう。次号において同じ。）から事業契約（租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第四十三條の三第六項に規定する事業契約をいう。次号において同じ。）上の権利及び義務を取得しないこと。

二 前号に規定する場合において事業参加者から事業契約上の権利及び義務を取得したときは、小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者は当該事業契約上の権利及び義務を速やかに譲渡すること。

三 次に掲げる者からの出資額の合計が小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者の出資総額の二分の一を超えないこと。

イ 対象不動産（令第四十三条の三第六項第一号に規定する対象不動産をいう。以下この号において同じ。）の譲渡人

ロ 対象不動産の譲渡人が法人の場合にあつては、その関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第八項に規定する関係会社をいう。二において同じ。）

ハ 対象不動産の譲渡人が個人の場合にあつては、その特別関係者（令第四十条の八第十項に規定する特別の関係がある者をいう。）

ニ 小規模不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者の関係会社

附 則

この告示は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。